

広島市西部水資源再生センター
下水汚泥再資源化施設更新・運営事業

審査講評

令和8年7月

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業
総合評価競争入札審査委員会

広島市（以下「本市」という。）は、現在西部水資源再生センターで実施している下水汚泥燃料化事業の期間が令和13年度に終了することに伴い、既設下水汚泥燃料化施設を、処理能力を拡充した下水汚泥再資源化施設として更新するとともに、他の水資源再生センターの脱水汚泥等を受け入れるための施設を整備することにより、下水汚泥の集約処理を行い、事業規模を拡大して下水汚泥処理のさらなる安定化を目指すこととした。

さらに、下水汚泥再資源化施設で製造した下水汚泥再資源化物を、石炭代替燃料としての利用に加えて、肥料として利用することを可能にすることにより、エネルギー資源や農業資材としての利用を促進し、社会情勢の変化に柔軟に対応した持続可能な下水汚泥処理体系を構築して、循環型社会の形成と脱炭素社会の実現に寄与することを目的として掲げた。

これらを実現するため、「広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業」として取り組むこととし、施設の整備及び運営については、民間企業の創意工夫やノウハウを活用して、事業を経済的かつ効率的に実施する効果を期待し、設計・施工から完成後の運営までを一体的に発注するDBO方式（Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営））を採用する方針を定めた。

また、本事業は技術的な工夫の余地が大きい事業であることから、品質と価格が総合的に優れた内容の契約がなされるよう、地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札（技術提案評価型）を適用するものとし、事業者選定に係る事務を公正かつ客観的に実施するために、広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業総合評価競争入札審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置した。

令和7年6月以降、計7回の審査委員会を開催した。膨大な資料を基に長時間にわたり真摯に協議を重ね、要求水準及び落札候補者決定基準並びに事業者から提出された技術提案等について、入札における公正性及び競争性の確保を担保しつつ、技術提案と価格が総合的に最も優れた事業者の選定が行えるよう、厳正に審査・評価を行った。

本審査講評は、最優秀事業者の選定に係る経緯及び審査・評価結果等を審査講評として取りまとめたものである。

審査委員会の各委員においては、豊富な経験に基づく活発な議論及び円滑な議事運営への協力に感謝する。また、法令に基づき参画いただいた学識経験者のお二人におかれては、高度な専門的知見に裏付けられた高見を賜り、改めて深く謝意を表する。

最後に、事業者との各契約を適切に締結し、施設の整備及び運営に当たっては、事業者と良きパートナーシップを構築され、安全安心な下水汚泥処理が図られるとともに、地域住民との信頼関係の更なる向上と、循環型社会の形成につながる運営がなされることを期待する。

令和8年7月

広島市西部水資源再生センター
下水汚泥再資源化施設更新・運営事業
総合評価競争入札審査委員会
委員長

1 事業の目的

(1) 主旨と目的

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業（以下「本事業」という。）は、脱水汚泥受入施設等の設計・施工業務並びに下水汚泥再資源化施設等の設計・施工業務及び維持管理・運營業務を事業者に一括して長期的かつ包括的に発注する DBO 方式（Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営））により実施するものである。

本事業は、事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮されることにより、下水道事業が担う公共サービスを高い水準で提供・維持しつつ、財政負担の低減を期待し、適切に事業を実施することにより本事業の基本方針の実現を目指すものである。

(2) 基本方針

ア 広域的な汚泥処理の推進

千田水資源再生センター及びその他水資源再生センターの脱水汚泥及び流入汚水を西部水資源再生センターに集約し、一括処理を行うことにより、汚泥の再資源化を促進する。

イ 下水汚泥再資源化物の利用

下水汚泥再資源化施設にて製造した下水汚泥再資源化物を石炭代替燃料及び肥料として有効利用することにより、エネルギー資源や農業資材としての利用を促進し、資源循環型社会の実現に貢献する。

2 事業の概要

(1) 事業名称

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業

(2) 事業場所

広島市西区扇一丁目 1 番 1 号（東系）

広島市西区扇二丁目 1-31 番地（西系）

(3) 本事業の対象施設

本事業の対象施設（以下「対象施設」という。）は、既存施設及び新規に設置する施設（以下「新規施設」という。）で構成される。それぞれの対象施設は、以下に掲げるとおりである。

ア 既存施設

(ア) 既設汚泥燃料化施設

(イ) 既設管理棟（建築物、建築設備、機械及び電気設備）

(ウ) 既設基礎版（土木構造物）

イ 新規施設

(ア) 下水汚泥再資源化施設

(イ) 管理・電気棟

(ウ) 基礎版

(エ) 脱水汚泥貯留施設

（脱水汚泥貯留施設は、下水汚泥再資源化施設との兼用の技術提案を認めるものとする。）

(オ) 脱水汚泥受入施設

(カ) 汚泥混合溶解施設

(キ) 場内整備

(4) 事業期間

事業期間は、基本契約締結の日から令和 37 年 3 月 31 日までとする。

工事請負契約に基づく設計業務期間は、工事請負契約を締結した日から令和 11 年 3 月 30 日までとする。また、施工業務期間は、工事請負契約を締結した日から令和 19 年 3 月 31 日までとする。

維持管理・運営業務委託契約に基づく維持管理・運営業務期間は令和37年3月31日までとする。

(5) 事業の内容

事業者が行う設計業務、施工業務及び維持管理・運営業務の内容は、次のとおりである。

ア 設計業務

- (ア) 既設汚泥燃料化施設の撤去に関する設計業務
- (イ) 脱水汚泥受入施設等の設計業務
- (ウ) 下水汚泥再資源化施設等の設計業務
- (エ) (ア)から(ウ)に付随する設計業務の一切

イ 施工業務

- (ア) 既設汚泥燃料化施設の撤去に関する施工業務
- (イ) 既設汚泥燃料化施設の1系と2系の切り離しに伴う機械工事
- (ウ) 脱水汚泥受入施設等の施工業務
- (エ) 下水汚泥再資源化施設等の施工業務
- (オ) (ア)から(エ)に付随する施工業務の一切

ウ 維持管理・運営業務

- (ア) 下水汚泥再資源化施設等の維持管理・運営業務（委託レベル3）
- (イ) 汚泥再資源化物の買い取り
- (ウ) (ア)及び(イ)に付随する維持管理・運営業務の一切

3 事業者の選定方法

(1) 選定方法

事業者の選定は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価落札方式（技術提案評価型）により実施する。

(2) 広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業総合評価競争入札審査委員会の設置

技術提案書の審査・評価は審査委員会において実施する。審査委員会は、本事業の一般競争入札・総合評価落札方式（技術提案評価型）に係る落札候補者の決定等を公正かつ客観的に行うため、学識経験者からの意見を聴取し、審査を行う本市が設置した内部機関であり、表1に示す9名の委員で構成するものとする。また、意見を聴取する学識経験者は、表2に示す2名とする。

表1 審査委員会名簿

区 分	役職
委員長	下水道局長
副委員長	下水道局次長
委員	下水道局管理部長
委員	下水道局施設部長
委員	下水道局経営企画課長
委員	下水道局管理部維持課長
委員	環境局環境施設部施設整備担当課長
委員	環境局温暖化対策課長
委員	経済観光局農林水産部農政課長

表2 学識経験者名簿

（五十音順、敬称略）

氏 名	所属等
西村 和之	県立広島大学 名誉教授 工学博士
三好 明	広島大学大学院先進理工系科学研究科 教授 工学博士

4 総合評価の方法と手順

(1) 落札候補者の決定方法

技術評価及び価格評価により、総合的な評価を実施し、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。また、総合評価点の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該技術審査通過者にくじを引かせて落札候補者を決定することとする。なお、総合評価点の満点を 100 点とし、技術評価点と価格評価点には各々 60 点、40 点を配点する。

(総合評価点の計算方法)

$\text{総合評価点 (100 点満点)} = \text{技術評価点 (60 点満点)} + \text{価格評価点 (40 点満点)}$
--

(2) 入札参加資格の審査

本事業の入札に参加を希望する者（以下「応募者」という。）から提出された入札参加資格審査書類等に対して、入札説明書に示す入札参加資格要件に照らして入札参加資格審査を行う。なお、入札参加資格要件を満たしていない応募者は失格とする。

(3) 技術審査方法

技術審査は、入札参加資格審査通過者から提出された技術提案書又は改善技術提案書が要求水準を満たしているか審査する。なお、改善技術提案書の内容が要求水準書に示す要件を満たしていない入札参加資格審査通過者は失格とする。

また、技術審査に当たり、技術提案書を提出した全ての者を対象に技術対話を実施し、技術対話の結果、要求水準書を満たしていない又は満たしていないおそれのある入札参加資格審査通過者に対しては、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 17 条の規定に基づき、技術提案の改善通知を行い、改善技術提案書及び改善見積書の提出を求める。

(4) 技術評価方法

技術評価は、技術審査通過者から提出された技術提案書又は改善技術提案書を基に、表 3 に示す技術提案に係る評価項目に対して、定性評価又は定量評価を加算方式により実施する。評価項目に対する定性評価又は定量評価の設定及び配点は、表 4 のとおりとし、評価基準の詳細は、別紙-1 に示すとおりとする。

なお、技術評価点の算出において、小数点以下の数字が生じた場合の端数処理は、小数第三位を四捨五入し、小数第二位止めとする。

表 3 技術提案に係る評価項目

No	評価分類	評価項目	評価内容
1	事業の安定性	設計・施工業務の実績	同種施設における設計・施工業務実績
2		維持管理・運營業務の実績	同種施設における維持管理・運營業務実績
3		下水汚泥再資源化物の利活用計画	下水汚泥再資源化物の利活用に当たり、事業安定性に寄与する利活用計画
4		セルフモニタリング	各業務におけるセルフモニタリング体制及びモニタリング方法
5	設計・施工	段階的施工計画	段階的施工に関する具体的かつ現実的な計画
6		施設の機能性	脱水汚泥の量及び性状の変動に対する施設・設備計画の妥当性
7		施設の信頼性	安定稼働を見据えた耐久性、冗長性及び故障・不具合への対策
8	維持管理・運営	効率的な維持管理・運営計画	維持管理の省力化・効率化、ライフサイクルコストの低減
9		安定的な維持管理計画	下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等の安定性
10	肥料利用の拡大推進	下水汚泥再資源化物の肥料利用促進計画	下水汚泥再資源化物の肥料利用に係る普及促進計画
11	環境への配慮	温室効果ガス排出量の削減	下水汚泥再資源化施設等における温室効果ガス排出量の削減の取り組み、創エネルギーの自己消費
12	地域への貢献	施工に関する地域企業との連携	地域企業との連携による地域特性を踏まえた計画及び品質向上等
13		維持管理・運営に関する地域企業との連携	地域企業との連携による地域特性を踏まえた計画及び防災・減災機能の強化等
14	社会的項目	女性技術者の雇用、環境対策への取組	主任技術者又は監理技術者となり得る女性技術者、環境対策への取り組み
15	その他	付帯事業	環境負荷低減、肥料利用の推進及びカーボンニュートラルに対する取り組み等
16		見学者への対応	施設見学者に対する本市への協力方針及び本事業のPR方法等

表 4 技術提案に係る評価方法及び配点

No	評価分類	評価項目	評価方法		配点
			定性	定量	
1	事業の安定性	設計・施工業務の実績		○	3.0
2		維持管理・運営業務の実績		○	3.0
3		下水汚泥再資源化物の利活用計画		○	4.0
4		セルフモニタリング	○		3.0
小計					13.0
5	設計・施工	段階的施工計画	○		6.0
6		施設の機能性	○		5.0
7		施設の信頼性	○		5.0
小計					16.0
8	維持管理・運営	効率的な維持管理・運営計画	○		5.0
9		安定的な維持管理計画	○		5.0
小計					10.0
10	肥料利用の拡大推進	下水汚泥再資源化物の肥料利用促進計画	○		7.0
小計					7.0
11	環境への配慮	温室効果ガス排出量の削減		○	5.5
小計					5.5
12	地域への貢献	施工に関する地域企業との連携	○		2.0
13		維持管理・運営に関する地域企業との連携	○		2.0
小計					4.0
14	社会的項目	女性技術者の雇用、環境対策への取組		○	0.5
小計					0.5
15	その他	付帯事業	○		3.0
16		見学者への対応	○		1.0
小計					4.0
合計					60.0

ア 定性評価

定性評価は、別紙-1 に示す評価基準に従い評価を決定し、表 5 に示す採点基準を基に、技術評価点を付与する。

定性評価項目の評価に当たっては、技術審査通過者から提出された技術提案書（改善技術提案書を提出された場合は改善技術提案書）を評価の対象とする。ただし、改善通知の技術対話結果による判定が×（要求水準未達）となっている改善通知内容に基づき、提案内容の変更（提案内容を要求水準書を満たすものに変更すること）があった提案及び契約後の協議により実施の可否を決定することを定めている内容を含む提案については、評価対象外とする。

なお、定性評価項目の評価は、審査委員会各委員による評価の多数決により決定する。

表 5 定性評価の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	特に優れている	配点×1.00
B	A と C の中間	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	C と E の中間	配点×0.25
E	A から D に該当しない	配点×0.00

イ 定量評価

定量評価は、別紙-1 に示す評価基準に従い、技術評価点を付与する。

定量評価項目の評価に当たっては、技術審査通過者から提出された技術提案書（改善技術提案書を提出された場合は改善技術提案書）を評価の対象とする。

（５）価格評価方法

価格評価は、入札価格が予定価格以下の入札を対象として、以下に掲げる算定式を基に価格評価点を算定する。ただし、価格評価点算出の際は、評価下限価格を設けるものとし、最低入札価格が評価下限価格未満の場合は、当該最低入札価格を評価下限価格に置き換えて、各技術審査通過者の価格評価点を算定する。評価下限価格未満の入札を行った技術審査通過者は、満点の 40 点とする。

また、評価下限価格は、設計・施工業務は「広島市建設工事競争入札取扱要綱」、維持管理・運営業務は「広島市委託業務低入札価格調査要綱」の調査基準価格算定方法に基づき算出し、それらと様式集様式 15-2 号（別添 2-1）に示す「(7) 価格評価に使用する運営費（市が負担する運転・維持管理費）」（以下「価格評価に使用する運営費」という。）の合計額とする。なお、計算に用いる価格は、いずれも税抜価格とする。

$$\text{価格評価点 (40 点)} = 40 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格}^{\ast})$$

※入札価格は、価格評価に使用する運営費を含む金額とする。

なお、入札に当たっては、以下のいずれかの予定価格を超える入札を行った技術審査通過者は、失格とする。

- ① 設計・施工業務及び維持管理・運営業務の合計の予定価格
- ② 設計・施工業務に係る予定価格
- ③ 維持管理・運営業務に係る予定価格

（６）選定の手順と経緯

最優秀事業者の選定までの経緯及び入札手続きの概要は、表 6 及び図 1 に示すとおりである。

表6 最優秀事業者の選定までの経緯

時 期	内 容
令和7年 6月3日	第1回審査委員会 (議事) 事業概要、実施方針及び要求水準書(案)の審査について
令和7年 6月18日	実施方針、要求水準書(案)の公表
令和7年 7月～8月	学識経験者の意見聴取※
令和7年 9月2日	第2回審査委員会 (議事) 入札公告及び落札者決定基準等の審査について
令和7年 9月19日	入札公告 (入札説明書、要求水準書、落札候補者決定基準等の公表)
令和7年10月31日	入札参加資格審査書類の提出期限 2者の企業グループより入札参加資格審査書類受領
令和7年11月14日	第3回審査委員会 (議事) 入札参加資格の審査について 入札参加資格審査結果の通知
令和8年 2月4日	技術提案書提出期限 2者の入札参加資格審査通過者より受領
令和8年 3月11、12日	技術対話
令和8年 4月1日	改善通知
令和8年 4月30日	改善技術提案書提出期限 2者入札参加資格審査通過者より受領
令和8年 5月12日	第4回審査委員会 (議事) 技術審査について
令和8年 5月21日	技術審査結果の通知
令和8年 5月27日	第5回審査委員会 (議事) プレゼンテーションの実施
令和8年 6月	学識経験者の意見聴取※
令和8年 6月11日	第6回審査委員会 (議事) 技術評価点の決定について
令和8年 6月18日	予定価格の公表
令和8年 7月8日	入札書提出期限
令和8年 7月9日	開札
令和8年 7月	学識経験者の意見聴取※
令和8年 7月21日	第7回審査委員会 (議事) 総合評価、落札候補者の決定及び審査講評について
令和8年 7月23日	落札候補者の決定及び公表 審査講評(改善過程を含む。)の公表

※地方自治法及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の規定に基づく意見聴取

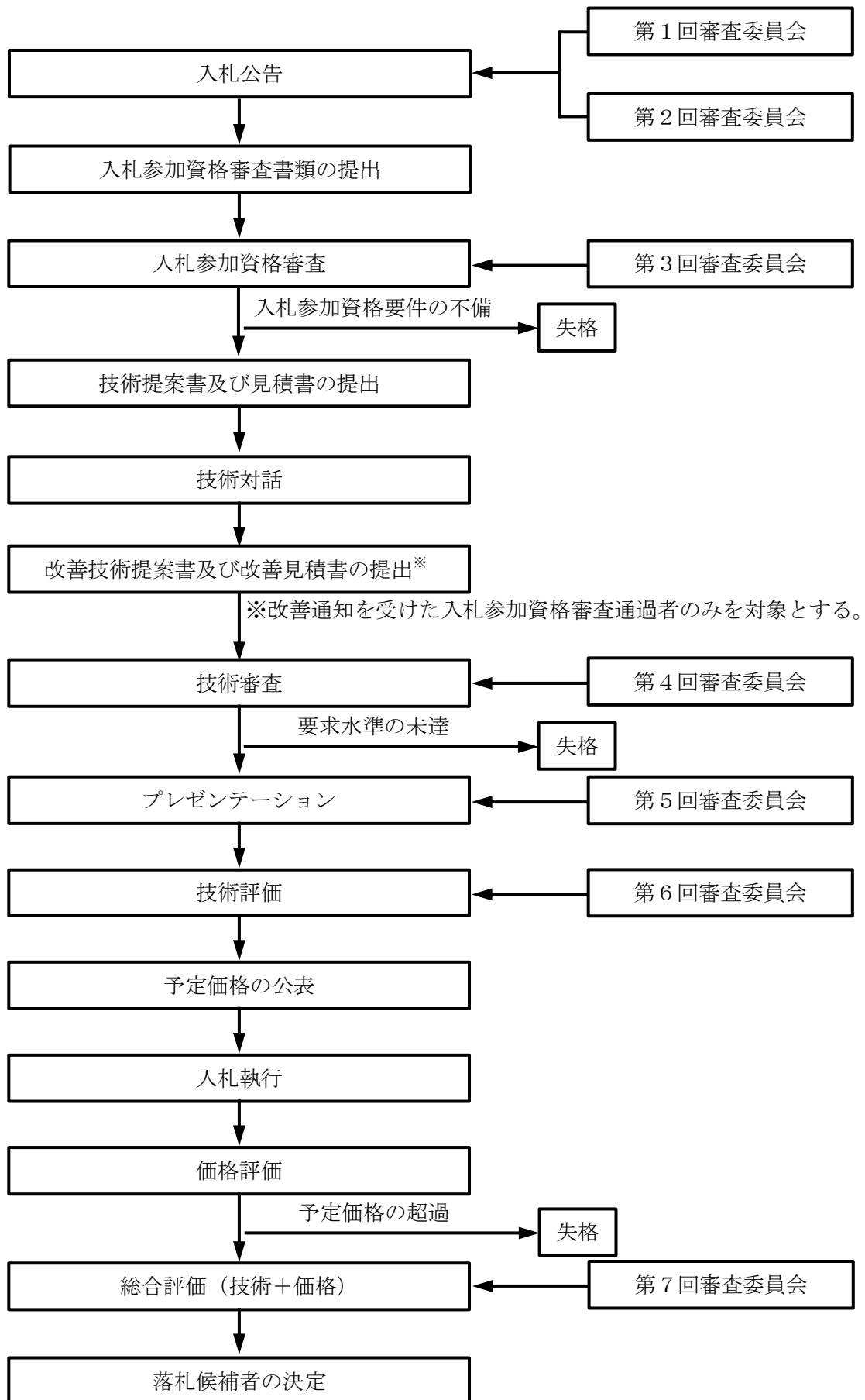


図1 入札手続きの概要

5 審査結果

(1) 入札参加資格審査

2 者の企業グループから入札参加資格審査書類が提出され、入札説明書「4 入札参加資格に関する条件等」に示す資格要件を満たすことを確認した。

(2) 技術審査

入札参加資格審査通過者から提出された技術提案書及び見積書について、入札説明書等に基づく審査を行い、表 7 に示す 2 者が要求水準を満たしていることを確認した。

なお、技術提案の内容が要求水準を満足しない又は疑義等があったことから、改善通知を実施し、提出された改善技術提案書及び改善見積書が要求水準を満たしていることを確認した。技術提案の改善通知は、要求水準書との相違を解決するために実施するものとし、技術評価に影響する、より優れた技術提案に改善させることを目的としないこととした。

改善過程の概要は、巻末添付資料の別表による。

表 7 技術審査結果

要求水準書項目	応募者番号 74	応募者番号 88
3-1 事業用地	○	○
3-2 公害防止基準	○	○
3-3 脱水汚泥及び消化ガスに関する条件	○	○
3-4 ユーティリティに関する条件	○	○
3-5 責任分界点	○	○
3-6 下水汚泥再資源化物の要求水準等	○	○
3-7 本事業の実施状況のモニタリング	○	○
3-8 その他	○	○
4-1 設計業務に関する一般的事項	○	○
4-2 施工業務に関する一般的事項	○	○
4-3 性能に関する要求水準	○	○
4-4 施設に関する要求水準	○	○
4-5 プラント機械設備に関する要求水準	○	○
4-6 プラント電気設備に関する要求水準	○	○
4-7 土木構造物に関する要求水準	○	○
4-8 建築物、建築機械及び建築電気に関する要求水準	○	○
4-9 撤去に関する要求水準	○	○
4-10 試運転及び性能試験	○	○
5-1 維持管理・運營業務に関する一般事項	○	○
5-2 維持管理・運營業務の要求水準	○	○
5-3 業務書類等	○	○
5-4 性能未達の場合の対応	○	○
6-1 本業務における引継事項	○	○
6-2 契約終了の施設機能の確認	○	○
6-3 その他	○	○
7-1 概要	○	○
7-2 付帯事業に関する事業用地の使用料	○	○

(3) 技術評価

技術審査通過者の改善技術提案書について、落札候補者決定基準に基づく評価を実施した。評価結果は表 8 に示すとおりであった。

表 8 技術評価結果と技術評価点

No	評価分類	評価項目	配点	応募者番号 74	応募者番号 88
1	事業の安定性	設計・施工業務の実績	3.0	3.00	3.00
2		維持管理・運營業務の実績	3.0	2.30	1.40
3		下水汚泥再資源化物の利活用計画	4.0	3.70	3.70
4		セルフモニタリング	3.0	1.50	2.25
5	設計・施工	段階的施工計画	6.0	4.50	1.50
6		施設の機能性	5.0	5.00	5.00
7		施設の信頼性	5.0	5.00	5.00
8	維持管理・運営	効率的な維持管理・運営計画	5.0	5.00	5.00
9		安定的な維持管理計画	5.0	5.00	1.25
10	肥料利用の拡大推進	下水汚泥再資源化物の肥料利用促進計画	7.0	7.00	7.00
11	環境への配慮	温室効果ガス排出量の削減	5.5	5.50	0.00
12	地域への貢献	施工に関する地域企業との連携	2.0	0.50	0.50
13		維持管理・運営に関する地域企業との連携	2.0	2.00	2.00
14	社会的項目	女性技術者の雇用、環境対策への取組	0.5	0.20	0.20
15	その他	付帯事業	3.0	3.00	1.50
16		見学者への対応	1.0	1.00	1.00
合計			60.0	54.20	40.30

(4) 価格評価

技術審査通過者から提出された入札書を開札し、入札価格が予定価格の範囲内であることを確認し、落札候補者決定基準に基づき価格評価点を算出した。ただし、応募者番号 88 の入札については、入札説明書に記載の無効事由に該当したことから無効となった。入札価格及び価格評価の結果は表 9 に示すとおりであった。なお、予定価格及び評価下限価格は表 10 のとおりとし、予定価格は事前公表、評価下限価格は事後公表するものとした。

表 9 入札価格及び価格評価結果

	応募者番号 74	応募者番号 88
入 札 価 格	26,600,000,000 円（税抜）	無効
価 格 評 価 点 (40 点満点)	40.00 点	—

※本表の入札価格は価格評価に使用する運営費を含まない金額であり、価格評価点は価格評価に使用する運営費を含む入札価格により算出している。

表 10 予定価格及び評価下限価格

予定価格	設計・施工業務	19,300,000,000 円（税抜）
	維持管理・運営業務	9,300,000,000 円（税抜）※ ※価格評価に使用する運営費を含まない金額
評価下限価格		25,564,169,019 円（税抜）※ ※価格評価に使用する運営費を含む金額

(5) 総合評価結果

技術評価点と価格評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点が最も高い応募者番号 74 を最優秀事業者として選定した。技術審査通過者ごとの総合評価結果と構成は表 11 及び表 12 のとおりであった。

表 11 総合評価結果

技術審査通過者名称	技術評価点 【A】	価格評価点 【B】	総合評価点 【A】 + 【B】	順位
応募者番号 74	54.20 点	40.00 点	94.20 点	1 位
応募者番号 88	40.30 点	—	—	—

表 12 事業者の構成

技術審査通過者名称	構成	名称
応募者番号 74	グループの名称	月島 JFE アクアソリューション株式会社グループ
	代表企業	月島 J F E アクアソリューション株式会社 中国支店
	構成員 ①	月島ジェイテクノメンテサービス株式会社
	構成員 ②	株式会社建設技術研究所 中国支社
応募者番号 88	グループの名称	日鉄エンジニアリンググループ
	代表企業	日鉄エンジニアリング株式会社
	構成員 ①	三菱化工機株式会社 広島営業所
	構成員 ②	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 中・四国支店
	構成員 ③	キュウセツ A Q U A 株式会社
	構成員 ④	日鉄環境エネルギーサービス株式会社
	構成員 ⑤	新ケミカル商事株式会社
	構成員 ⑥	河井建設工業株式会社

6 審査講評

(1) 技術評価項目講評

審査委員会における技術評価項目講評は、表 13 に示すとおりである。

表 13 技術評価項目講評

評価分類／No.／評価項目		講評
事業の安定性		
1	設計・施工業務の実績	・各グループとも、同種施設における設計・施工業務実績が豊富であり、業務遂行に必要な経験を有していた。
2	維持管理・運営業務の実績	・各グループとも、同種施設における維持管理・運営業務実績が豊富であり、業務遂行に必要な経験を有していた。
3	下水汚泥再資源化物の利活用計画	・各グループとも、下水汚泥再資源化物の利活用に当たり、有効利用先を確保し、事業期間中における利活用の安定性に寄与する計画としていた。
4	セルフモニタリング	・各グループとも、設計業務、施工業務及び維持管理・運営業務において、技術提案書に基づく各業務の履行状況を確認するためのセルフモニタリング体制及び実施方法を具体的に示していた。 ・応募者番号 88 は、特にセルフモニタリングと情報管理を一体化し、第三者確認も含めた体制を構築する提案がされている点を評価した。
設計・施工		
5	段階的施工計画	・各グループとも、既設汚泥燃料化施設の機能確保、停止期間の短縮及び安全性に配慮した段階的施工計画を示すとともに、脱水汚泥受入施設等を含めた全体工程計画を具体的に示していた。 ・応募者番号 74 は、特に仮設設備の配置により、施工期間中の施設運営への影響低減に関する方策が提案されている点を評価した。
6	施設の機能性	・各グループとも、脱水汚泥の量及び性状の変動に対応するため、下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等について、操作性、柔軟性及び安定した処理機能を確保する施設・設備計画としていた。 ・応募者番号 74 は、特に定期修繕日数に対し余裕を持った貯留量を脱水汚泥貯留施設に確保しており、長期貯留における実効性が高い提案がされている点を評価した。 ・応募者番号 88 は、特に熱分解を伴わない造粒乾燥方式により、有機分変動の影響を受けず安定運転が可能であるうえ、タール等の副生成物や汚泥付着・粉塵による閉塞を抑制できる提案である点を評価した。
7	施設の信頼性	・各グループとも、下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等について、安定的稼働、耐久性、事故・故障時の対応及びフェイルセーフに配慮するとともに、監視・制御システムの安定性、冗長性及びセキュリティ対策を示していた。 ・応募者番号 74 は、特に豊富な知見及びプロセスデータに基づき、適切な材質選定や摩耗対策を講じる提案をしている点を評価した。 ・応募者番号 88 は、特に汚泥性状や使用環境に応じて、適切な塗装又は配管仕様等を機器ごとに採用する提案をしている点を評価した。

評価分類／No.／評価項目		講評
維持管理・運営		
8	効率的な維持管理・運営計画	・各グループとも、維持管理体制や ICT 等のデジタル技術の活用により、維持管理・運営の省力化及び効率化を図るとともに、ライフサイクルコストの低減に資する計画としていた。 ・応募者番号 74 は、特に先進的な自動制御の導入、効率的な維持管理・点検方法の提案をしている点を評価した。 ・応募者番号 88 は、特に DX を活用したプラットフォームを構築し、運転・点検・報告・監視を一元管理して業務の効率化を推進する提案をしている点を評価した。
9	安定的な維持管理計画	・各グループとも、施設の連続運転を維持するための点検・整備計画及び修繕計画、異常時の安全確保及び復旧体制並びに維持管理体制を示し、安定的な維持管理に資する計画としていた。 ・応募者番号 74 は、特に災害時等における確実な通信手段の導入や集中監視センターによる遠隔支援体制を構築する提案を行っている点を評価した。
肥料利用の拡大推進		
10	下水汚泥再資源化物の肥料利用促進計画	・各グループとも、下水汚泥再資源化物の肥料利用について、販売実績や実証実験の実績を踏まえ、販路拡大、広報活動、関係機関・企業との連携及び製品の品質向上に向けて取り組む計画としていた。 ・応募者番号 74 は、特に地域の肥料利用者との連携及び伴走支援により、地域内での利用循環が構築され、地産地消型の資源循環が提案されている点を評価した。 ・応募者番号 88 は、特に既存の肥料利用促進ノウハウと流通ネットワークを活用し、多様な用途へ水平展開する内容が具体的に提案されている点を評価した。
環境への配慮		
11	温室効果ガス排出量の削減	・各グループとも、下水汚泥再資源化物の製造及び有効利用に伴う温室効果ガス排出量について、算出根拠を示した上で算定していた。 ・応募者番号 74 は、特に創エネルギーに伴う自己消費により温室効果ガスを削減する提案がされている点を評価した。

評価分類／No. ／評価項目		講評
地域への貢献		
12	施工に関する 地域企業との連携	・各グループとも、施工業務において、地域企業との連携により、資材調達、現場対応、情報共有及び工程管理の円滑化を図り、コスト削減、工期短縮及び高品質な目的物の実現に資する施工計画としていた。 ・応募者番号 74 は、特に地域企業による資材調達及び専門工事の実施により、輸送距離の短縮や施工調整の迅速化が提案されている点を評価した。 ・応募者番号 88 は、特に地域企業との連携による資材調達体制により、物流コスト削減及び調達の安定化が図れる提案がされている点を評価した。
13	維持管理・運営に 関する地域企業との 連携	・各グループとも、維持管理・運營業務において、地域企業との連携により、資材調達や現場対応の効率化を図るとともに、迅速な対応力及び協力体制を確保し、適切かつ持続可能な維持管理・運營業務計画としていた。 ・応募者番号 74 は、特に地域企業を優先的に活用することで、部品調達や修繕対応のリードタイム短縮が図られ、設備停止時間の低減が提案されている点を評価した。 ・応募者番号 88 は、特に地域人材の採用及び育成により、長期的な人材確保と定着が見込まれる提案がされている点を評価した。
社会的項目		
14	女性技術者の雇用、 環境対策への取組	・各グループとも、代表企業における環境関連の認証・認定状況について確認できた。
その他		
15	付帯事業	・各グループとも、西部水資源再生センター内の事業用地を活用した付帯事業について、肥料利用の推進、カーボンニュートラル及び地域社会への貢献に資する計画としていた。 ・応募者番号 74 は、特に環境配慮型の脱炭素型スマート農業の実施により、クリーンエネルギーの利用と農業生産を両立する提案がされている点を評価した。
16	見学者への対応	・各グループとも、下水汚泥再資源化施設等の見学者への対応について、本市への協力方針及び本事業の PR 方法を示し、本事業への理解促進及び情報発信に資する計画としていた。 ・応募者番号 74 は、特に PR 動画のインターネット配信や冊子配布等で、下水汚泥再資源化施設等に加え下水道事業の認知度向上を図る提案がされている点を評価した。 ・応募者番号 88 は、特に具体的な企画により、本事業への理解促進及び情報発信を図る提案がされている点を評価した。

(2) 総評

本事業の入札では、2者の企業グループから入札参加資格審査書類の提出があり、2者とも入札参加資格を有することを確認した。入札参加者は、いずれも国内の下水道施設の汚泥処理技術をリードするトップメーカーが代表企業を務める企業グループであり、複数参加により競争性が担保でき、意欲的な技術提案を受けることができた。

審査委員会では、技術提案及び入札に対して厳正なる審査並びに技術評価及び価格評価による総合的な評価を行った結果、月島JFEアクアソリューション株式会社を代表企業とする月島JFEアクアソリューション株式会社グループを最優秀事業者として選定した。

今回、1者の企業グループの入札は無効となってしまったが、入札参加者から提出された技術提案は、いずれも本事業の主旨・目的及び基本方針を的確に捉え、本市が要求する水準を大きく上回る提案内容であり、各々が有するノウハウと創意工夫が多く盛り込まれており、技術提案書の作成に対する入札参加者の熱意及び努力に敬意を表するとともに、深く感謝したい。

最後に、事業期間を通じて、本市と月島JFEアクアソリューション株式会社グループが良きパートナーとなり、本事業をより良いものとするために十分な協議と真摯な対応に努め、地域住民との信頼関係を築きながら質の高い公共サービスを提供するために協働して取り組むことを期待する。

広島市西部水資源再生センター
下水汚泥再資源化施設更新・運営事業
総合評価競争入札審査委員会

以上

審査講評添付資料

別表 改善過程の概要

技術提案 書様式	応募者番号 74		応募者番号 88	
	改善通知事項	改善状況	改善通知事項	改善状況
10-3 号			誤記の修正を通知した。	誤記が修正された。
11-2 号	資料間の不整合について、修正を通知した。	資料間の不整合が修正された。	資料間の不整合について、修正を通知した。	資料間の不整合が修正された。
	誤記の修正、不足情報の追記及び不足資料の追加を通知した。	誤記の修正、不足情報の追記及び不足資料が追加された。	誤記の修正、不足情報の追記及び不足資料の追加を通知した。	誤記の修正、不足情報の追記及び不足資料が追加された。
	実績の規模の考え方について誤認があったため、修正を通知した。	実績件数が修正された。		
	製品の保管方法及び品質管理方法等の提案について、設問主旨に誤認があったため、修正を通知した。	設問主旨に沿った提案に修正された。		
	責任分界点の設定について、要求水準未達箇所を修正を通知した。	要求水準未達箇所が修正された。		
			工程表における設計及び施工期間の記載方法について誤認があったため、修正を通知した。	工程表の記載が修正された。
			脱水汚泥貯留施設の容量について、要求水準未達箇所を修正を通知した。	要求水準未達箇所が修正された。
			希釈水ポンプ設備について、要求水準未達箇所を修正を通知した。	要求水準未達箇所が修正された。
			濃縮汚泥貯留槽から汚泥消化タンクへ送泥するポンプ能力の提案が不足していたため、提案の追加を通知した。	濃縮汚泥貯留槽から汚泥消化タンクへ送泥するポンプ能力の提案が追加された。
	温室効果ガス排出量算定方法に誤認があったため、修正を通知した。	温室効果ガス排出量算定方法が修正された。	温室効果ガス排出量算定方法に誤認があったため、修正を通知した。	温室効果ガス排出量算定方法が修正された。
			付帯事業の提案について、要求水準未達箇所を修正を通知した。	要求水準未達箇所が修正された。

技術提案 書様式	応募者番号 74		応募者番号 88	
	改善通知事項	改善状況	改善通知事項	改善状況
13 号	資料間の不整合について、修正を通知した。	資料間の不整合が修正された。	資料間の不整合について、修正を通知した。	資料間の不整合が修正された。
	誤記の修正、不足情報の追記及び不足資料の追加を通知した。	誤記の修正、不足情報の追記及び不足資料が追加された。	誤記の修正、不足情報の追記及び不足資料の追加を通知した。	誤記の修正、不足情報の追記及び不足資料が追加された。
	フローシートについて、排水先が明確となるよう修正を通知した。	フローシートについて、排水先が明確となるよう修正された。		
	システム構成図における伝送方式について、要求水準未達箇所の修正を通知した。	要求水準未達箇所が修正された。	システム構成図における伝送方式について、要求水準未達箇所の修正を通知した。	要求水準未達箇所が修正された。
	熱・物質収支計算書について、汚泥性状を要求水準と異なる数値を使用している理由を明確にするよう通知した。	熱・物質収支計算書について、汚泥性状を要求水準と異なる数値を使用している理由が追記された。		
14 号			誤記の修正を通知した。	誤記が修正された。
			記載要領に従った記載への修正を通知した。	記載要領に従った記載に修正された。
			記入漏れ箇所への追記を通知した。	記入漏れ箇所に追記された。
15-1 号	資料間の不整合について、修正を通知した。	資料間の不整合が修正された。		
15-2 号	記載要領に従った記載への修正を通知した。	記載要領に従った記載に修正された。		
	誤記の修正、不足情報の追記及び不足資料の追加を通知した。	誤記の修正、不足情報の追記及び不足資料が追加された。	不足資料の追加を通知した。	不足資料が追加された。
			撤去費の年割について、適切な設定とするよう修正を通知した。	撤去費の年割が修正された。

評価基準書

落札候補者決定基準の４－２－２項、表４－２に示す技術提案の評価項目に沿って、次ページ以降に評価基準を示す。

なお、評価基準書に示す項目は、定量評価及び定性評価の全てとする。

また、定性評価の提案内容の記載に当たっては、様式 11-2 号に示す「提案を求める項目番号」を記載した上で、提案内容を記述すること。

例) No.5 の場合

ア－１．①

(提案内容)

ア－２．①

(提案内容)

ア－３．②

(提案内容)

ア－４．③

(提案内容)

イ－１．

(提案内容)

イ－２．

(提案内容)

イ－３．

(提案内容)

No. 1		
評価方法：定量評価		
評価分類・項目：事業の安定性_設計・施工業務の実績		
評価内容：同種施設における設計・施工業務実績		
各項目評価 [設計・施工業務件数] (配点：1.0)	同種施設における設計・施工業務実績の件数に応じた配点は、以下のとおりである。	
	1.0	設計・施工業務実績件数が3件以上である場合。
	0.7	設計・施工業務実績件数が2件である場合。
	0.3	設計・施工業務実績件数が1件である場合。
	0.0	設計・施工業務実績件数が0件である場合。
各項目評価 [施設規模] (配点：1.0)	同種施設における施設規模の実績に応じた配点は、以下のとおりである。	
	1.0	実績の施設規模が本事業で提案する施設規模以上である場合。
	0.7	実績の施設規模が本事業で提案する施設規模の1/2以上施設規模未満である場合。
	0.3	実績の施設規模が本事業で提案する施設規模の1/4以上1/2未満である場合。
各項目評価 [稼働年数] (配点：1.0)	同種施設における稼働年数の実績に応じた配点は、以下のとおりである。	
	1.0	稼働年数が10年以上である場合
	0.7	稼働年数が5年以上10年未満である場合。
	0.3	稼働年数が2年以上5年未満である場合。
各項目評価 [稼働年数] (配点：1.0)	0.0	稼働年数が2年未満である場合。
記載等に関する 留意事項	- 配点は各項目評価の合計とする。 - ここでいう「同種施設」の定義は、要求水準を満たす事業者提案と同じ技術方式を採用した施設を示す。 - 設計・施工業務件数及び施設規模の要件における「実績」は、受注した各業務が完了しているものに限る。 - 施設規模の要件については、同種施設の設計・施工業務実績が1件以上あれば、評価対象とする。 - 稼働年数は、同種施設であれば施設規模を問わず評価対象とする。 - 件数及び年数は、技術提案書提出日における件数及び年数とする。	

No. 2		
評価方法：定量評価		
評価分類・項目：事業の安定性_維持管理・運營業務の実績		
評価内容：同種施設における維持管理・運營業務実績		
各項目評価 [維持管理・運營業務 件数] (配点：1.0)	● 同種施設における維持管理・運營業務件数に応じた配点は、以下のとおりである。	
	1.0	維持管理・運營業務件数が3件以上である場合。
	0.7	維持管理・運營業務件数が2件である場合。
	0.3	維持管理・運營業務件数が1件である場合。
	0.0	維持管理・運營業務件数が0件である場合。
各項目評価 [施設規模] (配点：1.0)	● 維持管理・運營業務実績のある同種施設における施設規模に応じた配点は、以下のとおりである。	
	1.0	実績の施設規模が本事業で提案する施設規模以上である場合。
	0.7	実績の施設規模が本事業で提案する施設規模の1/2以上施設規模未満である場合。
	0.3	実績の施設規模が本事業で提案する施設規模の1/4以上1/2未満である場合。
	0.0	実績の施設規模が本事業で提案する施設規模の1/4未満である場合。
各項目評価 [維持管理・運営年数] (配点：1.0)	● 同種施設における維持管理・運営年数の実績に応じた配点は、以下のとおりである。	
	1.0	維持管理・運営年数が10年以上である場合
	0.7	維持管理・運営年数が5年以上10年未満である場合。
	0.3	維持管理・運営年数が2年以上5年未満である場合。
	0.0	維持管理・運営年数が2年未満である場合。
記載等に関する 留意事項	● 配点は各項目評価の合計とする。 ● ここでいう「同種施設」の定義は、要求水準を満たす事業者提案と同じ技術方式を採用した施設を示す。 ● 維持管理・運營業務件数の要件における「維持管理・運營業務件数」は、維持管理・運營業務が開始しているものに限る。 ● 施設規模の要件については同種施設の維持管理・運營業務実績が1件以上あれば、評価対象とする。 ● 維持管理・運営年数は、同種施設であれば施設規模を問わず評価対象とする。 ● 件数及び年数は、技術提案書提出日における件数及び年数とする。	

No. 3		
評価方法：定量評価		
評価分類・項目：事業の安定性_下水汚泥再資源化物の利活用計画		
評価内容：下水汚泥再資源化物の利活用に当たり、事業安定性に寄与する利活用計画		
各項目評価 [利活用計画] (配点：3.5)	● 様式集の提案内容のうち、アについては、有効利用先確保に係る安定性を評価するため、次の算出式により評価する。なお、評価は有効利用先のうち、確約書を提出したものに限り。 ・ 配点×(有効利用確定量／事業期間中の下水汚泥再資源化物の総製造量)	
各項目評価 [所在地] (配点：0.5)	● 提案する有効利用先のうち、有効利用確定量が最も多い所在地における配点は、以下のとおりである。	
	0.5	広島市内
	0.4	広島県内
	0.3	広島広域都市圏
	0.2	上記以外の国内
記載等に関する 留意事項	● 配点は各項目評価の合計とする。 ● 有効利用確定量は、確約書に示された受入期間及び受入量から算定する。 ● 事業期間中の下水汚泥再資源化物の総製造量については、期間は 23 年間とし、事業者提案とする。	

No. 4	
評価方法：定性評価	
評価分類・項目：事業の安定性_セルフモニタリング	
評価内容：各業務におけるセルフモニタリング体制及びモニタリング方法	
A：配点 $\times 1.0 = 3.00$	● 様式集の提案内容のうち、ア、イ及びウの各項目において、各業務に2件以上の優れた提案があり、計6件以上の優れた提案がある場合。
B：配点 $\times 0.75 = 2.25$	● 様式集の提案内容のうち、ア、イ及びウの各項目において、各業務1件以上の優れた提案があり、計4件以上の優れた提案がある場合。
C：配点 $\times 0.5 = 1.50$	● 様式集の提案内容のうち、ア、イ及びウの各項目において、各業務1件の優れた提案があり、計3件の優れた提案がある場合。
D：配点 $\times 0.25 = 0.75$	● 様式集の提案内容のうち、ア、イ及びウにおいて、計2件以上の優れた提案がある場合。
E：配点 $\times 0.0 = 0.00$	● 様式集の提案内容に対して、漏れなく提案がなされているが、AからDに該当しない場合。
記載等に関する 留意事項	● ここでいう「優れた提案」とは、提案内容が具体的かつ実効性が高くセルフモニタリングの確実な実施に資すると本市が判断したものとする。

No. 5	
評価方法：定性評価	
評価分類・項目：設計・施工_段階的施工計画	
評価内容：段階的施工に関する具体的かつ現実的な計画	
A：配点 $\times 1.0 = 6.00$	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ3件以上で、計6件以上の優れた提案がある場合。
B：配点 $\times 0.75 = 4.50$	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ2件以上で、計5件以上の優れた提案がある場合。
C：配点 $\times 0.5 = 3.00$	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ2件で、計4件の優れた提案がある場合。
D：配点 $\times 0.25 = 1.50$	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ1件以上で、計2件以上の優れた提案がある場合。
E：配点 $\times 0.0 = 0.00$	● 様式集の提案内容に対して、漏れなく提案がなされているが、AからDに該当しない場合。
記載等に関する 留意事項	● ここでいう「優れた提案」とは、提案内容が具体的かつ実効性が高く、段階的施工及び全体工程の確実な実施に資すると本市が判断したものとする。

No. 6	
評価方法：定性評価	
評価分類・項目：設計・施工_施設の機能性	
評価内容：脱水汚泥の量及び性状の変動に対する施設・設備計画の妥当性	
A：配点 $\times 1.0 = 5.00$	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ3件以上で、計6件以上の優れた提案がある場合。
B：配点 $\times 0.75 = 3.75$	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ2件以上で、計5件以上の優れた提案がある場合。
C：配点 $\times 0.5 = 2.50$	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ2件で、計4件の優れた提案がある場合。
D：配点 $\times 0.25 = 1.25$	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ1件以上で、計2件以上の優れた提案がある場合。
E：配点 $\times 0.0 = 0.00$	● 様式集の提案内容に対して、漏れなく提案がなされているが、AからDに該当しない場合。
記載等に関する 留意事項	● ここでいう「優れた提案」とは、提案内容が具体的かつ実効性が高く、脱水汚泥の量及び性状の変動に対する処理機能に係る操作性・柔軟性が高く、確実な運転に資すると本市が判断したものとする。

No. 7	
評価方法：定性評価	
評価分類・項目：設計・施工_施設の信頼性	
評価内容：安定稼働を見据えた耐久性、冗長性及び故障・不具合への対策	
A：配点 $\times 1.0 = 5.00$	● 様式集の提案内容のうち、ア、イ及びウの各項目において、優れた提案がそれぞれ 2 件以上で、計 6 件以上の優れた提案がある場合。
B：配点 $\times 0.75 = 3.75$	● 様式集の提案内容のうち、ア、イ及びウの各項目において、優れた提案がそれぞれ 1 件以上で、計 4 件以上の優れた提案がある場合。
C：配点 $\times 0.5 = 2.50$	● 様式集の提案内容のうち、ア、イ及びウの各項目において、優れた提案がそれぞれ 1 件で、計 3 件の優れた提案がある場合。
D：配点 $\times 0.25 = 1.25$	● 様式集の提案内容のうち、ア、イ及びウにおいて、計 2 件以上の優れた提案がある場合。
E：配点 $\times 0.0 = 0.00$	● 様式集の提案内容に対して、漏れなく提案がなされているが、A から D に該当しない場合。
記載等に関する 留意事項	● ここでいう「優れた提案」とは、提案内容が具体的かつ実効性が高く、安定稼働を見据えた耐久性、冗長性及び故障・不具合への対策が適切で信頼性の高い運転に資すると本市が判断したものとする。

No. 8	
評価方法：定性評価	
評価分類・項目：維持管理・運営_効率的な維持管理・運営計画	
評価内容：維持管理の省力化・効率化、ライフサイクルコストの低減	
A：配点 $\times 1.0 = 5.00$	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ3件以上で、計6件以上の優れた提案がある場合。
B：配点 $\times 0.75 = 3.75$	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ2件以上で、計5件以上の優れた提案がある場合。
C：配点 $\times 0.5 = 2.50$	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ2件で、計4件の優れた提案がある場合。
D：配点 $\times 0.25 = 1.25$	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ1件以上で、計2件以上の優れた提案がある場合。
E：配点 $\times 0.0 = 0.00$	● 様式集の提案内容に対して、漏れなく提案がなされているが、AからDに該当しない場合。
記載等に関する 留意事項	● ここでいう「優れた提案」とは、提案内容が具体的かつ実効性が高く、効率的な維持管理・運営計画によって、省力化及びライフサイクルコストの低減に資すると本市が判断したものとする。

No. 9	
評価方法：定性評価	
評価分類・項目：維持管理・運営_安定的な維持管理計画	
評価内容：下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等の安定性	
A：配点 $\times 1.0 = 5.00$	● 様式集の提案内容のうち、アにおいて、計 6 件以上の優れた提案がある場合。
B：配点 $\times 0.75 = 3.75$	● 様式集の提案内容のうち、アにおいて、計 5 件の優れた提案がある場合。
C：配点 $\times 0.5 = 2.50$	● 様式集の提案内容のうち、アにおいて、計 4 件の優れた提案がある場合。
D：配点 $\times 0.25 = 1.25$	● 様式集の提案内容のうち、アにおいて、計 1 件以上 4 件未満の優れた提案がある場合。
E：配点 $\times 0.0 = 0.00$	● 様式集の提案内容に対して、漏れなく提案がなされているが、A から D に該当しない場合。
記載等に関する 留意事項	● ここでいう「優れた提案」とは、提案内容が具体的かつ実効性が高く、施設の連続運転、保全対策、計画的な修繕、異常時等の安全確保及び復旧対策に資する維持管理計画であると本市が判断したものとする。

No.10	
評価方法：定性評価	
評価分類・項目：肥料利用の拡大推進_下水汚泥再資源化物の肥料利用促進計画	
評価内容：下水汚泥再資源化物の肥料利用に係る普及促進計画	
A：配点 $\times 1.0 = 7.00$	● 様式集の提案内容のうち、アにおいて、計6件以上の優れた提案がある場合。
B：配点 $\times 0.75 = 5.25$	● 様式集の提案内容のうち、アにおいて、計5件の優れた提案がある場合。
C：配点 $\times 0.5 = 3.50$	● 様式集の提案内容のうち、アにおいて、計4件の優れた提案がある場合。
D：配点 $\times 0.25 = 1.75$	● 様式集の提案内容のうち、アにおいて、計1件以上4件未満の優れた提案がある場合。
E：配点 $\times 0.0 = 0.00$	● 様式集の提案内容に対して、漏れなく提案がなされているが、AからDに該当しない場合。
記載等に関する 留意事項	● ここでいう「優れた提案」とは、提案内容が具体的かつ実効性が高く、下水汚泥再資源化物の肥料利用に向けた取り組みが、継続的及び普及促進に資すると本市が判断したものとする。

No.11	
評価方法：定量評価	
評価分類・項目：環境への配慮_温室効果ガス排出量の削減	
評価内容：下水汚泥再資源化施設等における温室効果ガス排出量の削減の取り組み、創エネルギーの自己消費	
提案数値により評価 (配点：5.5点)	● 様式集の提案内容のうち、アの（ア）及びイの（ア）については、温室効果ガス排出量に対して、創エネルギーに伴う温室効果ガス削減量を考慮して、次の算出式により評価する。 ・ 配点×(応募者のうち最低排出量／当該応募者の排出量)
記載等に関する 留意事項	● アの（ア）及びイの（ア）の評価に当たっては、アの（イ）及びイの（イ）の提案内容において、削減効果や算出の妥当性が不明瞭である場合、上記の算出式に基づく評価の対象外とする。 ● 最低提案数値及び提案数値は創エネルギーに伴う温室効果ガス削減量を減じた数値とする。

No.12	
評価方法：定性評価	
評価分類・項目：地域への貢献_施工に関する地域企業との連携	
評価内容：地域企業との連携による地域特性を踏まえた計画及び品質向上等	
A：配点 $\times 1.0 = 2.00$	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ2件以上で、計4件以上の優れた提案がある場合。
B：配点 $\times 0.75 = 1.50$	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ1件以上で、計3件以上の優れた提案がある場合。
C：配点 $\times 0.5 = 1.00$	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ1件で、計2件の優れた提案がある場合。
D：配点 $\times 0.25 = 0.50$	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイにおいて、計1件以上の優れた提案がある場合。
E：配点 $\times 0.0 = 0.00$	● 様式集の提案内容に対して、漏れなく提案がなされているが、AからDに該当しない場合。
記載等に関する 留意事項	● ここでいう「優れた提案」の定義とは、提案内容が具体的かつ実効性が高く、地域特性を踏まえた効率的な施工及び地域企業との連携による品質向上等の実現に資すると本市が判断したものとする。

No.13	
評価方法：定性評価	
評価分類・項目：地域への貢献_維持管理・運営に関する地域企業との連携	
評価内容：地域企業との連携による地域特性を踏まえた計画及び防災・減災機能の強化等	
A：配点 $\times 1.0 = 2.00$	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ2件以上で、計4件以上の優れた提案がある場合。
B：配点 $\times 0.75 = 1.50$	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ1件以上で、計3件以上の優れた提案がある場合。
C：配点 $\times 0.5 = 1.00$	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ1件で、計2件の優れた提案がある場合。
D：配点 $\times 0.25 = 0.50$	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイにおいて、計1件以上の優れた提案がある場合。
E：配点 $\times 0.0 = 0.00$	● 様式集の提案内容に対して、漏れなく提案がなされているが、AからDに該当しない場合。
記載等に関する 留意事項	● ここでいう「優れた提案」とは、提案内容が具体的かつ実効性が高く、地域特性を踏まえた効率的な維持管理・運営及び地域企業との連携による防災・減災機能の強化等の実現に資すると本市が判断したものとする。

No.14		
評価方法：定量評価		
評価分類・項目：社会的項目_女性技術者の雇用、環境対策への取組		
評価内容：主任技術者又は監理技術者となり得る女性技術者、環境対策への取り組み		
各項目評価 [女性技術者] (配点：0.30)	● 主任技術者又は監理技術者となり得る女性技術者に応じた配点は、以下のとおりである。	
	0.30	主任技術者又は監理技術者となり得る女性技術者（主任技術者になり得る者の場合は国家資格を有する者）と直接的かつ恒常的な雇用関係（技術提案書の提出日以前1年以上の雇用期間が必要）がある場合。
	0.0	主任技術者又は監理技術者となり得る女性技術者（主任技術者になり得る者の場合は国家資格を有する者）と直接的かつ恒常的な雇用関係（技術提案書の提出日以前1年以上の雇用期間が必要）がない場合。
各項目評価 [環境対策への取り組み] (配点：0.20)	● 環境対策への取り組みに応じた配点は、以下のとおりである。	
	0.20	技術提案書提出日において、ISO14001 の認証（建設工事の施工に関するものに限る。）がある場合。
	0.0	技術提案書提出日において、ISO14001 の認証（建設工事の施工に関するものに限る。）がない場合。
記載等に関する 留意事項	● 配点は各項目評価の合計とする。	

No.15	
評価方法：定性評価	
評価分類・項目：その他_付帯事業	
評価内容：環境負荷低減、肥料利用の推進及びカーボンニュートラルに対する取り組み等	
A：配点 $\times 1.0 = 3.00$	● 様式集の提案内容のうち、ア、イ及びウの各項目において、優れた提案がそれぞれ1件以上で、計4件以上の優れた提案がある場合。
B：配点 $\times 0.75 = 2.25$	● 様式集の提案内容のうち、ア、イ及びウの各項目において、優れた提案がそれぞれ1件以上で、計3件の優れた提案がある場合。
C：配点 $\times 0.5 = 1.50$	● 様式集の提案内容のうち、ア、イ及びウにおいて、計2件の優れた提案がある場合。
D：配点 $\times 0.25 = 0.75$	● 様式集の提案内容のうち、ア、イ及びウにおいて、計1件の優れた提案がある場合。
E：配点 $\times 0.0 = 0.00$	● 様式集の提案内容に対して、漏れなく提案がなされているが、AからDに該当しない場合。
記載等に関する 留意事項	● ここでいう「優れた提案」とは、提案内容が具体的かつ実効性が高く、肥料利用の推進、カーボンニュートラルの実現及び地域社会への貢献に資すると本市が判断したものとする。 ● No.15 付帯事業として提案した内容は、他の評価項目の評価対象としない。

No.16	
評価方法：定性評価	
評価分類・項目：その他_見学者への対応	
評価内容：施設見学者に対する本市への協力方針及び本事業のPR方法等	
A：配点 $\times 1.0 = 1.00$	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ2件以上で、計4件以上の優れた提案がある場合。
B：配点 $\times 0.75 = 0.75$	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ1件以上で、計3件以上の優れた提案がある場合。
C：配点 $\times 0.5 = 0.50$	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ1件で、計2件の優れた提案がある場合。
D：配点 $\times 0.25 = 0.25$	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイにおいて、計1件以上の優れた提案がある場合。
E：配点 $\times 0.0 = 0.00$	● 様式集の提案内容に対して、漏れなく提案がなされているが、AからDに該当しない場合。
記載等に関する 留意事項	● ここでいう「優れた提案」とは、提案内容が具体的かつ実効性が高く、施設見学者に対する教育的効果及び本事業への理解促進に資すると本市が判断したものとする。